

3. MDMA・MDA

MDMA^{*1}・MDA^{*2}は、覚せい剤と似た化学構造を有する薬物で、けしやコカ等の植物からではなく、他の化学薬品から合成された麻薬の一種で「麻薬及び向精神薬取締法」で麻薬として規制されています。

MDMAは、別名「エクスタシー」と呼ばれ、本来は白色粉末ですが、多くは、様々な着色がされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されています。

MDAは、乱用者の間では「ラブドラッグ」等とも呼ばれ、白色粉末ですが、MDMAと同じく錠剤やカプセルの形で密売されています。

MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、**視覚、聴覚を変化させる作用**がありますが、その反面、不安や不眠などに悩まされる場合もあります。

また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、**腎・肝臓機能障害や記憶障害**等の症状も現われることがあります。

*1 MDMAは、化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxymethamphetamine)」の略名です。

*2 MDAは、化学名「3,4-メチレンジオキシアンフェタミン(3,4-Methylenedioxymphetamine)」の略名です。



MDMA



MDA

・違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)とは、麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして、「合法ドラッグ」として販売されている製品ですが、乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬、覚せい剤等の乱用の契機(ゲートウェイ)となることも懸念されるとともに、犯罪に悪用されるおそれもあります。

平成18年6月、薬事法が改正され、幻覚等の作用を有する一定の物質が「指定薬物」として、医療等の一定の用途に供する場合を除いて、その製造、輸入、販売等が禁止されることとなりました。(19年4月1日から施行)



違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)

*写真の製品は、平成17年12月に厚生労働省等が輸入販売業者に対して実施した立入検査において判明した薬事法違反製品です。